

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区農人橋1-4-31 Tel:06-946-8011

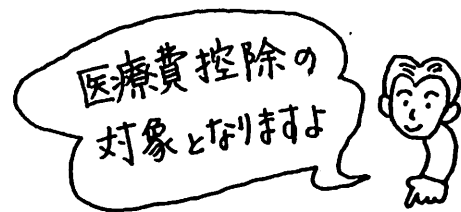
編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-946-8727

### 質問コーナー (医療費控除)

質問: 私は虫歯の治療を受けていますが、歯科医の勧めにより奥歯4本を金冠を装てんすることにしました。

この金冠に要する費用は、健康保険の取扱いができないということで40万円支払っております。

この費用は、医療費控除の対象となりますか。



答え: 医療費控除の対象となる医療費は、病状に応じて一般的に支出される水準を著しく超えないものとされていることから、健康保険の取扱いができない高価な材料を使用して歯の治療を受けた場合には、その医療費が医療費控除の対象となるかどうか問題のあるところです。

しかし、歯の治療においては、健康保険の取扱いのできない材料が使用される例も多いことからすれば、通常、歯科治療に使用されるもので、健康保険の取扱いのできないもの(金、プラチナ、ポーセレン等)が、歯の治療上使用されているとしても、病状に応じて、一般的に支出される水準を著しく超えるものにはならないと解されます。

したがって、御質問の場合は、治療を受けている奥歯に金冠等を装てんすることが、虫歯の治療に照らし相当と認められますし、それに要した費用として支払った金額も40万円であり、一般的に支出される水準を著しく超えているものには当たらないと思われますので、その費用40万円を医療費控除の対象として差し支えありません。

ただし、容姿の美化または容ぼうを変えるなどのために、健康な歯を抜いて金歯にしたり、総入れ歯にしたりするなどの費用は、医療費控除の対象となりません。